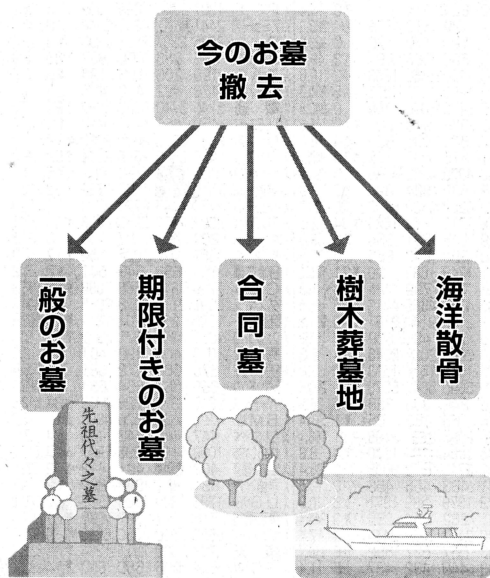


「お墓じまい」慎重に



お墓じまいのイメージ

墓じまいでは、遺骨の移転先を探すことが先決。現在の墓のある墓地の管理者から埋蔵証明書（納骨堂の場合には収蔵証明書）をもらい、所在地の市町村に提出して改葬許可証をもらう。そして改葬許可証を新しい墓地の管理者に提出し、遺骨を埋葬するのが大まかな手順だ。墓が寺院にある場合には、寺院側に事情を説明し納得してもらわないと、感情的なしこりを受けるケースもある。

管理できなくなった墓を撤去し、遺骨を新しい墓に埋葬する「お墓じまい」「改葬」が関心を呼んでいる。少子高齢化で墓を継ぐ人がなくなってきたためとみられるが、墓じまいには慎重な配慮が必要だ。そして「期限付きのお墓」も注目されるなど、墓の形も多様化している。

（編集委員 福田淳一）

超高齢社会の絆

遺骨移転、親族に相談を■期限付き霊園も

墓じまいに踏み切る前に、山崎さんが勧めるのは、その旨を知らせるメッセージボードを現在の墓に最低1年は立てかけておくことだ。自分たちは気づかなくとも、定期的にお参りに来る人がいる場合もある。墓参に行ったら墓がなくて驚いたという事態を避けるため、墓参の人に前もって知らせることが大切だ。

標準的な4平方メートルの墓の場合、撤去するのに基礎部分を含めて30万円程度の費用がかかるという。遺骨の移転先は一般的な家族墓のほか、さまざまな形が現れている。自治体や民間霊園などが運営し、数多くの遺骨をまとめて埋葬する「合同墓」、樹木を墓標代わりにする「樹木葬墓地」、船に乗って沖合で行う「海洋散骨」などがある。自宅で故人を弔うため、遺骨の一部を小さなつぼの形をしたケースに納める手元供養も人気を集めている。

墓を継ぐ人がいなくても安心して墓を建てられる期限付きの墓も道内外で設定され始めている。道内では三笠市の北海道中央霊園が一例で、今春から既存、新設全ての墓を対象に永代使用を含め、使用期間を自由に設定できるようにした。全区画を対象にした霊園は全国でも珍しいという。



使用期限を自由に選べるようにした北海道中央霊園と武田寛理事長（写真の一部を加工しています）

4平方メートルの区画で墓を新設する場合には、墓の建築費用とは別に、使用料28万円のほか墓地管理料を一括して支払う。管理料は2万円（5年未満）から12万円（永代）まで期間に応じ6段階に分かれている。使用期限が過ぎると墓を取り除き、遺骨は霊園内にある合同の永代供養墓「結の苑」に埋葬する。使用期間を当初契約より延長、短縮することもできる。

霊園の武田寛理事長は「お墓を持ちたいという希望があっても、従来の永代使用の原則がネックになっていました。お墓を継ぐ人がいなくなったり、継承に不安がある人には安心感を持つてもらえます。期限付きなので、継ぐ人がいなくなっても無縁化することも避けられます」と話している。問い合わせは霊園管理事務所フリーダイヤル0120・39・4101へ。